

姫 監 公 表 第 8 号

令和 8年 5月 26日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光経済局（前期）定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等
交付団体監査結果報告書
- 2 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 消防局定期監査結果報告書
- 4 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和7年度 観光経済局（後期）定期監査（行政監査を含む。）
及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光経済局

スポーツ振興室 手柄山平和公園整備課

出先機関 安富B&G海洋センター、緑の相談所、平和資料館、
水族館

イ 指定管理者監査

光栄産業株式会社（姫路市立田寺、網干、広畑各テニスコート）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和7年11月26日から令和8年2月13日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和7年12月5日から令和8年2月13日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 支出関係事務

(ア) 地域スポーツ振興事業委託契約事務（スポーツ振興室）

地域スポーツ振興事業については、契約書の規定により、各団体に対して前金払で委託金を支払いしており、契約期間満了後、委託業務完了報告書及び決算書を提出し、委託金を満額執行できない場合は、変更契約を締結し、残額を返還することとなっている。しかしながら、令和6年度の当該事業において、1団体から提出された決算書に「姫路市への返戻金」の記載があるにも関わらず、職員の確認不足により、委託金の返還手続きが行われていなかった。

契約書の規定に基づき、委託金の返還手続きを実施されたい。

(イ) 2024年パリオリンピック・パブリックビューイングイベント実施業務委託契約事務（スポーツ振興室）

当該業務委託について、業務内容の詳細や事業費全体が確定しない状態で仕様書を作成し、見積合わせを実施していた。仕様書には「本業務については、金額が現時点で未定のため、確定後、変更契約を締結する」と記載されているほか、未確定の項目も明確にされていなかった。

仕様書は委託料の算出基礎となるため、費用が発生する項目や数量などを含め、業務内容を明確に記載する必要がある。

また、当初契約後、2回にわたり増額の変更契約を締結しているが、変更執行伺書の決裁では、変更内容やその経緯が詳細に記載されておらず、変更契約の妥当性を判断することが困難であった。

透明性の確保の観点からも、変更内容や経緯について明確にしておく必要がある。

(ウ) 緑の相談所運營業務委託契約事務（緑の相談所）

当該業務委託については、本市の外郭団体と委託契約を締結しているが、仕様書に規定されていない業務を受託者が行っていた。また、受託者が委託料から購入した備品の所有権の帰属について、仕様書で明確になっていなかったほか、市の倉庫内にある受託者の備品が市の備品と明確に区別し

て管理されていなかったことや、市の施設や備品の使用上の管理責任について仕様書に規定されていないなど、事務処理上、適当でないものが確認された。

仕様書には業務内容や施設等の管理責任など、必要事項を明確かつ詳細に記載するとともに、市所有の備品と受託者の備品を区別して管理するため、受託者の備品に備品シールを貼り付けるなど、所有権が明確となるよう適正に管理されたい。

(エ) 手柄山スプリングフェスティバル及び手柄山オータムフェスティバルに関する契約事務（緑の相談所）

「手柄山スプリングフェスティバル」及び「手柄山オータムフェスティバル」については、姫路市主催のイベントであるが、イベント保険に加入していなかった。また、当該イベントの協力団体との間で、費用負担やトラブル発生時の対応、当日の運営内容等に関する書面による手続きが交わされておらず、責任の所在が明確にされていなかった。

イベントを実施する場合は、業務委託の受託者や協力者との役割分担及び責任範囲等を明確にし、事故やトラブル発生時など不測の事態に備えたリスク管理を徹底されたい。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に管理運営されているものと認めた。